

事務連絡
平成20年4月4日

都道府県
各 指定都市 生活保護主管課 医療扶助担当係長 殿
中核市

厚生労働省社会・援護局保護課医療係長

医療扶助の移送費に関する取扱い等について

平素から、生活保護行政の推進につき格段の御協力をいただき、厚く御礼申し上げます。
さて、今般、「生活保護法による医療扶助運営要領について」の改正により、医療扶助の移送費に関する規定の改正を行ったところであります。

今回の改正に基づき、これまでの運用等の変更を行う必要が生じた場合には、必要な是正措置を平成20年6月30日までに順次行っていただくとともに、今後、十分な検討をせず移送費の支給を認めたり、一律に移送費の支給を認めないといった誤った取扱いをしないよう、十分に留意して下さい。

また、今回の改正に関し疑義照会の多い事項について、別紙のとおりQ & Aを作成いたしましたので、送付いたします。

別紙

Q 1 例外的給付を行う場合において、受診医療機関の範囲は、原則として福祉事務所管内に限ることとされているが、疾病等の状態により、管内での医療機関での対応が困難であると認められる場合については、管外の医療機関への受診についても移送費を給付しても差し支えないか。

A 1 疾病等の状態によりやむを得ないと認められる場合や、各区域の境界付近に居住している者であって、管外医療機関の方が近距離である場合等については、お見込みのとおり取り扱って差し支えない。

なお、その場合であっても、受診する医療機関は、対応が可能な医療機関のうち最も近隣の医療機関である必要があること。

Q 2 受診医療機関の範囲について、福祉事務所の所管区域が広大なため、地域を細分化した方が妥当と考えられる場合や、郡部福祉事務所等で近隣の福祉事務所の管内を含めた範囲とした方が妥当と考えられる場合等においては、各福祉事務所の判断により、その範囲を設定してもよいか。

A 2 地域医療計画等を踏まえ、地域の状況に応じて妥当と思われる範囲で、範囲の設定を行って差し支えない。

Q 3 過度の受診であると認められる場合、当該受診にかかる移送費を給付しなければならないか。

A 3 過度の受診については、その受診行為自体が適正受診の指導対象となるものである。当然ながら、当該受診に要する交通費については、必要な費用とは認められないことから、移送費の給付対象にはならない。

Q 4 通院に際し、タクシー等の移送を行った際、医療機関の受診中に待機していた間の料金については、給付の対象となるのか。

A 4 受診中の待機料金については、通院に際して直接必要となる費用ではないため、給付の対象として認められない。

ただし、待機時間が短時間なため迎車料金等と比較して再度手配するより経済的である場合、待機料金も含め往復で契約等を行った方が片道ずつ利用するより経済的である場合については、待機中に係る費用も給付対象として差し支えない。